暮らしています。

さまざまな人が暮らしていることを知り、

お互いに理解し合うことではないでしょうか?

内のケアホーム(共同生活介護)や作業所などでの暮らしについてご紹介します。

みんなの笑い

自分らしく輝いて暮らせるまち」 を目指して

かもあります。

ケアホームでの1日

《7時》起床 朝食 外出の支度 《10時》市内の作業所等で活動 《12時》作業所等で昼食

《16時》作業所等からケアホームへ帰宅 買い物等の外出

《19時》ケアホームの仲間と夕食・団らん 《20時》部屋でテレビ等を見る 入浴 《22時》就寝



ケアホームでの食事 /三田谷治療教育院 ケアホーム「燈(あかり)」

障がいのある人にとって、 慣れた家具や寝具を持ち それぞれの個室に、使い 地域で暮らすためには欠 生活に必要なお手伝いを なっています。 かせない住居の一つと します。ケアホームは、 入居している人たちは

とって、

家庭と何ら変わりがありませ

総合相談窓口の専門スタッフ

なケアホームは、入居している人に

ムで「ホッ」と一息をつく、そん 日の就労や通所が終わりケア

います。家族の元へ帰省したり、移動 の介助をするガイドヘルパーと外出 する人もいます。 思い思いの一日を過ごして 地域住民の

い」「病院や施設から出てから独立して生活した 地域で生活したい」など の思いに応えるための住 ケアホー ムは、「家 声が絶えません。 楽しい話で盛り上がり、

音楽やスポーツ、健康維持のためのプ はなく、より豊かな人生を送るために 指しています。 などの販売等を通して、自己実現を目 掃作業・カフェや創作品・野菜やパン に通っている人もいます。 障がいのある人が集う作業所(事業所 平日は、就労している人もいれば 作業所では、公園やマンションの清 ま た、 働くことだけで

居です。

ŧ

世話人 生活支援

人での生活が不安な

ログラムなどに取り組んでいる作業 員として、

や入浴、洗濯などの日常 近づけられるように食事 員)が、家庭的な暮らしに



屋外での清掃作業/知的障害者通所授産施設 「ワークホームつつじ」

にも積極的に参加し、交流を深めたり しています。 自治会の清掃作業や行事等

> 民の一員として助け合い・支え合う。 い、と実感することができるのではな すべての人がお互いを理解し、地域住 助けする・しないを決めるのではなく いのある人や高齢者というだけで、 りや支え合いが非常に大切です。 境なども大切ですが、地域とのつなが 続けるためには、 そんなことがふつうにできるまち 域で手助けを求められたら、 み慣れた地 医療・福祉・住環 で自分らしく



カフェでの就労/芦屋メンタルサポートセンター 就労支援カフェ「カシュカシュ」

総合相談窓口を開設しています

7月にオープンした保健福祉センタ の1階で、市が委託している4つの事業 所(社会福祉協議会・芦屋ハートフル福祉 公社・三田谷治療教育院・芦屋メンタルサ ポートセンター)のスタッフが、相談を お待ちしています。



障がいの種別にかかわらず、日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利 用等、あらゆるご相談に4人の専門スタッフが応じます。

お気軽にご相談ください。

- ■日時 平日・午前 9 時~午後 5 時30分 ■会場 保健福祉センター 1 階
- ■問い合わせ 障がい者相談支援(☎31-0692/ 32-7529)

【就労支援相談】

障がいの種別にかかわらず、"働きたい"の思いを支援するため、就労に関 するご相談に2人の専門スタッフが応じます。

- ■日時 平日・午前9時~午後5時30分 ■会場 保健福祉センター1階
- ■問い合わせ 就労支援相談 ☎22-5085/図32-7529)

"働きたい"を応援してください

仕事について考え、自分の適性について知るために職場体験を積極的に 行っています。就職活動を進める上で、さまざまな職種の仕事を経験する職 場体験は欠かせない支援です。

■取り組み 就労支援の一環として、市内の企業に理解と協力をいただき、職



開店準備作業の体験実習/コープデイズ芦屋店

場体験実習を進めています。実体験を 通して働く意味の理解等、多くのこと を学ぶ機会になっています。

■お願い 障がいのある人の職場体 験実習を受け入れていただける企業 を探しています。また、期間の長短に 関わらず、雇用を検討していただける 企業がありましたら、ご連絡をお待ち しています。

問い合わせ

就労支援相談窓口 ☎22-5085/32-7529(保健福祉センター1階)

《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字 の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現 しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や 固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

障がい団体の活動内容

障がいのある人や、保護者が「会」を結成し、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活 動をしています。1人で悩まずに、まずは相談してみませんか?

■芦屋市身体障害者福祉協会

問い合わせ 杉田(☎22-4598)

視覚・聴覚・言語・肢体・内部の、身体障害者手帳を持つ人の団体です。旅行やスポーツ、作 品展や運動会に参加してきずなを深め、困ったときに声を掛け合える会を目指しています。

■声屋市身体障害児者父母の会

問い合わせ 木村(222-082/)

昭和38年設立。身体障がい児・者の育成と自立生活を支援し、福祉の推進と会員相互の親 睦を図っています。療育相談・保護育成思想の普及等の事業も行っています。

■芦屋市手をつなぐ育成会

問い合わせ 朝倉(☎31-0670)

療育手帳を持っている人と保護者の会です。障がいのある人が、地域で生き生きと暮ら せるよう、より良い環境づくりに力を入れて活動しています。

■ 芦屋家族会

問い合わせ 島(255-7702)

平成17年に発会した心に障がいを持つ人の家族の集まりです。18人と少数ですが、やわ らかな支え合いを大切に、月1回の例会の開催とAMSC(芦屋メンタルサポートセン ター)との合同紙「もく」を発行しています。

上記のほかにも、障がいのある人や家族を支える会があります。詳しくは、下記へ。

問い合わせ 障害福祉課 四38-2043/風38-2178

地域のケアホ ムや作業所での生活

らしています。そんな私たちのまちを、もっと住みやすいまちにしていくための第一歩は、地域には私たちのまちには、高齢の人や子育て中の人、身体や心に障がいのある人など、さまざまな人が一緒に そんな隣人への理解を深めていただくための一つとして、障がいのある人が共同で暮らす市